

令和3年度基準省令改正に関する経過措置期間の終了について

令和3年度基準省令改正において、各介護サービス事業所に義務付けとなった事項のうち、令和6年3月31日をもって経過措置期間が終了となるものがあります。

下記事項については、必ず令和5年度中にご対応ください。

- ・【参考】は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」のうち主に地域密着通所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合で記載しています。他の介護サービスについては、それぞれの条文を参考にしてください。
- ・居宅介護支援については、「指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準」を参考にしてください。

1 虐待の防止

・利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、介護サービス事業者に、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設置、運営規程に定めることが義務付けられています。

<p>【参考】 第二十九条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一～九、十一（略） 十 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	種別	条文
	居宅介護支援	第18条
	地域密着通所介護	第29条
	小規模多機能型居宅介護	第81条
	認知症対応型通所介護	第54条
	認知症対応型共同生活介護	第102条
	地域密着型介護老人福祉施設	第148条
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第3条の29

<p>【参考】 第三条の三十八の二 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。 二 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	種別	条文	準用
	居宅介護支援	第27条の2	
	地域密着通所介護	第3条の38の2	第3条の38の2は、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の条文ですが、 地域密着通所介護 （第37条）、 小規模多機能型居宅介護 （第88条）、 認知症対応型通所介護 （第61条）、 認知症対応型共同生活介護 （第108条）、 地域密着型介護老人福祉施設 （第157条）に準用します。
	小規模多機能型居宅介護	第3条の38の2	
	認知症対応型通所介護	第3条の38の2	
	認知症対応型共同生活介護	第3条の38の2	
	地域密着型介護老人福祉施設	第3条の38の2	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第3条の38の2		

- ①虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。
- イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
 - ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

- ②「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。
- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
 - ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
 - ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
 - ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
 - ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
 - ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
 - ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
 - チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
 - リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。
職員教育を組織的に徹底させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。
また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

2 業務継続計画の策定等

・感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、介護サービス事業者には、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等が義務付けられています。

参考：厚生労働省ホームページ 介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

	種別	条文	準用
<p>【参考】</p> <p>第三条の三十の二 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。</p> <p>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	居宅介護支援	第19条の2	
	地域密着通所介護	第3条の30の2	<p>第3条の30の2は、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の条文ですが、地域密着通所介護（第37条）、小規模多機能型居宅介護（第88条）、認知症対応型通所介護（第61条）、認知症対応型共同生活介護（第108条）、地域密着型介護老人福祉施設（第157条）に準用します。</p>
	小規模多機能型居宅介護	第3条の30の2	
	認知症対応型通所介護	第3条の30の2	
	認知症対応型共同生活介護	第3条の30の2	
	地域密着型介護老人福祉施設	第3条の30の2	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第3条の30の2	

業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

- イ 感染症に係る業務継続計画
 - a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
 - b 初動対応
 - c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）
- ロ 災害に係る業務継続計画
 - a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
 - b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
 - c 他施設及び地域との連携

研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。
職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。

3 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

・感染症の発生およびまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、施設系サービス事業者に、従来の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施が義務付けられています。また、その他のサービス事業者に、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられています。

	種別	条文	準用
【参考】 第三十三条 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。 二 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	居宅介護支援	第21条の2	
	地域密着通所介護	第33条第2項	
	小規模多機能型居宅介護	第33条第2項	第33条第2項は、地域密着型通所介護の条文ですが、 小規模多機能型居宅介護（第88条）、認知症対応型通所介護（第61条）、認知症対応型共同生活介護（第108条） に準用します。
	認知症対応型通所介護	第33条第2項	
	認知症対応型共同生活介護	第33条第2項	
	地域密着型介護老人福祉施設	第151条第2項	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第3条の31第3項	

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。
なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。

「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。
職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。
訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

4 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置に関する事項

・介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられています。

◆別紙 「認知症介護実践者等研修について」を参照してください。

【参考】 第三十条 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	種別	条文	準用
	地域密着通所介護	第30条第3項	
	小規模多機能型居宅介護	第30条第3項	第30条第3項は、地域密着通所介護の条文ですが、 小規模多機能型居宅介護 （第88条）、 認知症対応型通所介護 （第61条）に準用します。
	認知症対応型通所介護	第30条第3項	
	認知症対応型共同生活介護	第103条第3項	
	地域密着型介護老人福祉施設	第149条第3項	

5 栄養管理

・施設系サービス事業所において、栄養士または管理栄養士を1名以上配置するとともに、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことが義務付けられています。

【参考】 第百四十三条の二 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。	種別	条文
	地域密着型介護老人福祉施設	第143条の2

6 口腔衛生の管理

・施設系サービス事業所において、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔衛生管理を計画的に行うことが義務付けられています。

※「計画的に」とは、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生にかかる技術的助言および指導を年2回以上実施することです。

【参考】 第百四十三条の三 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。	種別	条文
	地域密着型介護老人福祉施設	第143条の3

参考：厚生労働省ホームページ介護報酬改定について

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html)